

6. 資源再生化設備等の特別償却制度等の2年延長(食品循環資源再生利用設備)[所得税、法人税等](環境省と共管)①

(特例内容)

食品リサイクル法に基づく大臣認定を受けた、食品リサイクル・ループの計画に係るリサイクル設備等を新たに取得した場合の特別償却(初年度、14%)及び固定資産税の課税標準の特例措置(3年間、1/3控除)

合理性

- 食品循環資源のリサイクルの推進は、循環型社会を目指す国の責務。
- 食品リサイクル法に基づいて設定された平成24年度における業種別の再生利用等実施率目標を達成していく上で必要。
- 取組の遅れている食品小売業や外食産業の食品リサイクルを促進するため、食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの認定制度を平成19年12月に導入。

有効性

- 制度改正後間もないことから適用実績は少ないが、食品リサイクル・ループの構築促進のため、設備投資に係る経済的負担を軽減することが必要。

相当性

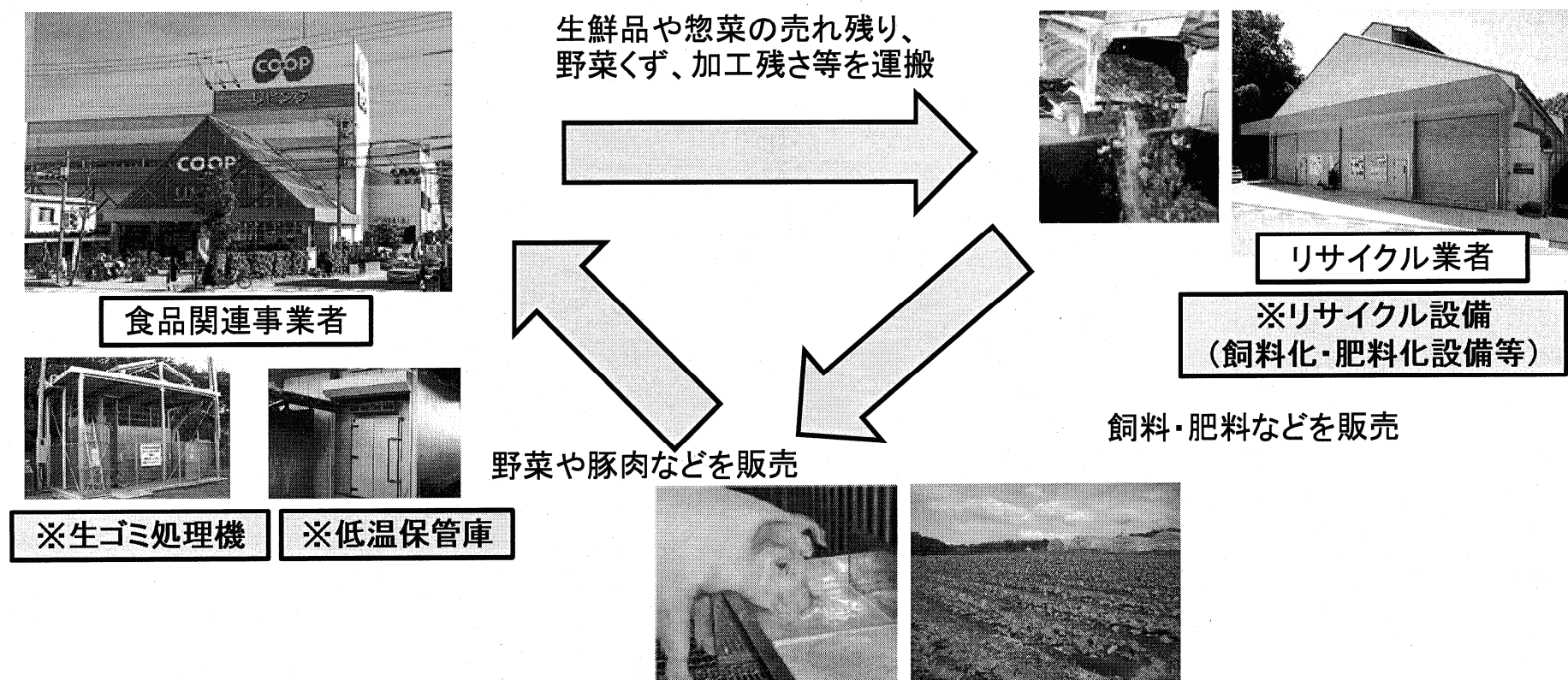
再生利用等実施率の実績及び目標

	実績 (19年度)	目標 (24年度)
食品製造業	81%	85%
食品卸売業	62%	70%
食品小売業	35%	45%
外食産業	22%	40%

- 全国での食品リサイクル・ループ構築、優良なリサイクル業者の育成が必要。
- 投資促進インセンティブを広く付与し、公平・中立に適用される税制支援が適当。

6. 資源再生化施設等の特別償却制度等の2年延長(食品循環資源再生利用設備)〔所得税、法人税等〕(環境省と共管)②

- 食品リサイクルを着実に推進するため、食品スーパーや外食店等から排出される食品廃棄物(売れ残り、野菜くず、加工残さ等)から、リサイクル業者が高品質の飼料・肥料を製造。
- 農家がこの飼料・肥料を使用して生産した農産物等を排出者である食品スーパー等が引き取る食品リサイクル・ループ制度を19年度に創設。これに必要な設備導入を支援。



注)※は、対象設備。

生ゴミ処理機、低温保管庫は特別償却のみ対象。

7. 農業経営基盤強化準備金及び農用地を取得した場合の課税の特例措置〔所得税、法人税〕(戸別所得補償制度モデル対策の交付金の扱い)①

(特例内容)

- 農業の経営安定、基盤強化のため措置されている農業経営基盤強化準備金の対象に本モデル対策の交付金を位置付けることが重要（当該準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費（又は損金）に算入等）。
〔通常は、モデル対策の交付金は農業者の所得となる（所得税等の課税対象）。〕

合理性

- 農業が産業としての持続性を回復するため、平成23年度に戸別所得補償制度を導入することとし、平成22年度はモデル対策を実施。
- 本モデル対策の交付金の税制上の取扱いは、農業経営に与える影響も大きく、モデル対策の成否を左右するため、適切な措置が必要。

有効性

- 認定農業者等交付金の対象者の経営基盤強化のためには、準備金の積立による自己資金の蓄積が有効。

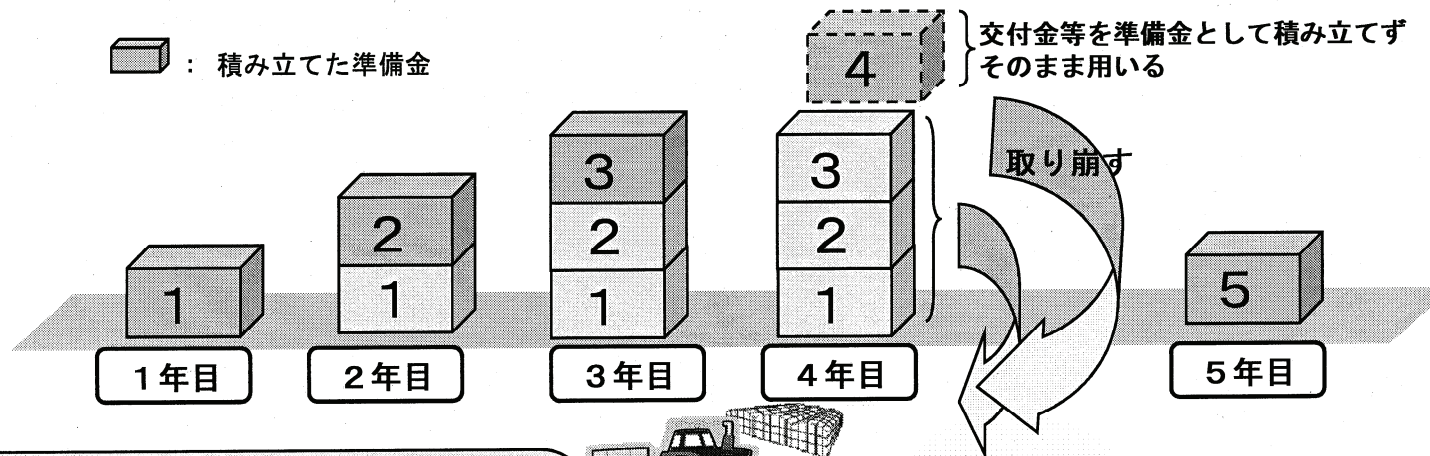
相当性（本モデル対策の性格・目的等）

- ① 土地型利用農業の作物生産に対する支援であって、現行の当該準備金の対象となっている生産調整に関する助成金を組み替えるものであり同様の目的（需給調整の実効性の確保）を有する。
- ② コスト削減等経営改善に取り組んでいる農業者の更なる規模拡大や経営の多角化等経営基盤の強化に資するものであり、農業の体質強化を図るという当該準備金の考え方に沿ったものである。したがって、本モデル対策の交付金を当該準備金の対象に位置づけることは相当。

7. 農業経営基盤強化準備金及び農用地を取得した場合の課税の特例措置〔所得税、法人税〕(戸別所得補償制度モデル対策の交付金の扱い)②

農業経営基盤強化準備金制度

- 担い手が、水田・畑作経営所得安定対策などの交付金や補助金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金などをそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳。



準備金の積立て
交付金等を準備金として積み立てた
場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積み立てない場合は課税対象)

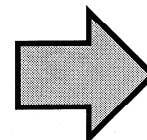
農業用固定資産の取得
農用地や農業用機械等を取得した場合、以下の
金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② 受領した交付金等の額

<予算の組替>

(21年度)

- 産地確立交付金 (稲作構造改革促進交付金を含む)
- 水田等有効活用促進交付金
- 需要即応型水田農業確立推進事業



(22年度)

- 米戸別所得補償モデル事業
- 水田利活用自給力向上事業